

新潟県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年5月17日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県規則第47号

新潟県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

新潟県林業・木材産業改善資金貸付規則（平成15年新潟県規則第94号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(趣旨) 第1条 県は、林業・木材産業改善資金助成法（昭和51年法律第42号。以下「法」という。）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和54年法律第51号。以下「林業経営基盤強化暫定措置法」という。）、林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号。以下「林業労働力確保促進法」という。）、木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成8年法律第47号。以下「木安法」という。）、 <u>森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成20年法律第32号。以下「間伐等特措法」という。）、</u> 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号。以下「農工商等連携促進法」という。）、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成20年法律第45号。以下「農林漁業バイオ燃料法」という。）、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）及び地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号。以下「6次産業化法」という。）の定めるところにより林業・木材産業改善資金（当該資金の貸付けの業務を行う融資機関に対する当該業務に必要な資金（以下「県貸付金」という。）を含む。）の貸付けの事業を行うものとし、その貸付けについては、法、林業・木材産業改善資金助成法施行令（昭和51年政令第131号。以下「政令」という。）、林業・木材産業改善資金助成法施行規則（平成15年農林水産省令第55号）、山村振興法、山村振興法施行令（昭和40年政令第331号）、林業経営基盤強化暫定措置法、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行令（昭和54年政令第205号）、林業労働力確保促進法、林業労働力の確保の促進に関する法律施行令（平成8年政令第153号）、木安法、木材の安定供給の確保に関する特別措置法施行令（平成8年政令第310号）、 <u>間伐等特措法、森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法施行令（平成25年政令第162号）、</u> 農工商等連携促進法、中小企業者と農林漁業者との連	(趣旨) 第1条 県は、林業・木材産業改善資金助成法（昭和51年法律第42号。以下「法」という。）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和54年法律第51号。以下「林業経営基盤強化暫定措置法」という。）、林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号。以下「林業労働力確保促進法」という。）、木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成8年法律第47号。以下「木安法」という。）、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号。以下「農工商等連携促進法」という。）、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成20年法律第45号。以下「農林漁業バイオ燃料法」という。）、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）及び地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号。以下「6次産業化法」という。）の定めるところにより林業・木材産業改善資金（当該資金の貸付けの業務を行う融資機関に対する当該業務に必要な資金（以下「県貸付金」という。）を含む。）の貸付けの事業を行うものとし、その貸付けについては、法、林業・木材産業改善資金助成法施行令（昭和51年政令第131号。以下「政令」という。）、林業・木材産業改善資金助成法施行規則（平成15年農林水産省令第55号）、山村振興法、山村振興法施行令（昭和40年政令第331号）、林業経営基盤強化暫定措置法、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行令（昭和54年政令第205号）、林業労働力確保促進法、林業労働力の確保の促進に関する法律施行令（平成8年政令第153号）、木安法、木材の安定供給の確保に関する特別措置法施行令（平成8年政令第310号）、農工商等連携促進法、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律施行令（平成20年政令第234号）、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第4条第2項第2号イの農業者等が実施する農業改

携による事業活動の促進に関する法律施行令（平成20年政令第234号）、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第4条第2項第2号イの農業者等が実施する農業改良措置を支援するための措置等を定める省令（平成20年農林水産省令第48号）、農林漁業バイオ燃料法、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律施行令（平成20年政令第296号）、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律施行規則（平成20年農林水産省・経済産業省・環境省令第1号）、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律施行令（平成22年政令第203号）、6次産業化法、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律施行令（平成23年政令第15号）及び地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律施行規則（平成23年農林水産省令第7号）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

良措置を支援するための措置等を定める省令（平成20年農林水産省令第48号）、農林漁業バイオ燃料法、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律施行令（平成20年政令第296号）、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律施行規則（平成20年農林水産省・経済産業省・環境省令第1号）、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律施行令（平成22年政令第203号）、6次産業化法、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律施行令（平成23年政令第15号）及び地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律施行規則（平成23年農林水産省令第7号）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。